

5 陳情第 44 号

<p>5 陳 情 第 4 4 号</p>	<p>民法の改正を求める意見書の提出に関する陳情</p>
<p>付 託 委 員 会</p>	<p>総務区民委員会</p>
<p>受理及び付託 年 月 日</p>	<p>令和5年11月1日受理、令和5年11月30日付託</p>
<p>陳 情 者</p>	<p>山梨県中央市_____</p> <p>_____</p>
<p>(要 旨)</p> <p>民法第968条の改正を求める、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の意見書を提出すること。</p> <p>(理 由)</p> <p>現行の民法（明治二十九年法律第八十九号）第968条では、遺言を行うには、遺言者の自筆によることとされている。</p> <p>しかしながら、この方式では、視覚障害や筆記障害のある人は、費用を支払い、公証人等の法専門家に依頼しなければならない。</p> <p>デジタル化や障害者の社会への参画が進んでいることに鑑みて、ワープロソフト等を用いた自筆証書遺言が可能になるよう、民法第968条を改正する必要がある。</p> <p>よって、民法第968条の改正を求める意見書を提出するよう求める。</p>	